

令和4年度 第1回 神栖市社会福祉協議会理事会 次第

日時：令和4年6月13日(月)

午後1時30分～

場所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議 事

議案第1号 令和3年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支
決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

議案第2号 令和4年度定時評議員会の招集について

議案第 1 号

令和 3 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

<提案理由>

定款第 39 条及び経理規程第 5 条の規定に基づき、令和 3 年度の事業報告書及び決算について、以下の書類としてまとめました。審議の上、同意願います。

1 令和 3 年度事業報告書(概要)

定款第 39 条第 1 号に規定する事業報告書として作成しました。相談件数をはじめ各事業の実績を数字でまとめ、3 年度の本会事業の全体像を示しています。

2 令和 3 年度事業報告書及び収支決算書

定款第 39 条第 2 号に規定する事業報告の付属明細書、及び第 3 号、第 4 号、第 6 号に規定する決算書（計算書類）をまとめて作成しました。3 年度に実施した各事業の概要と事業実績の詳細、及び法人全体の決算の状況を報告しています。

3 令和 3 年度決算書附属明細書

定款第 39 条第 5 号に規定する明細書です。拠点区分、サービス区分単位の決算の状況をはじめ、経理規程第 5 条に定める各種明細書をまとめています。

なお、当協議会の令和 3 年度の業務執行状況、及び財産の状況につきましては、5 月 30 日に、監事による監査が実施されており、次項に監査報告書(写し)を添付しております。

本案につきましては理事会決議後、定時評議員会へ上程いたします。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 4 年 6 月 13 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 1 回 理事会

議案第 2 号

令和 4 年度定時評議員会の招集について

<提案理由>

定款第 1 4 条の規程に基づき、令和 4 年度定時評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

令和 4 年度定時評議員会

開催日時 令和 4 年 6 月 2 4 日（金）午前 1 0 時から

開催場所 神栖市保健・福社会館

議事案件 議案第 1 号 補欠役員の選任

議案第 2 号 令和 3 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

招集予定 評議員 3 1 名

令和 4 年 6 月 1 3 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 4 年 6 月 1 3 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 1 回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款 （令和4年4月 改訂） >

（構成）

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （5）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

（評議員会の開催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（理事会の権限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督

（理事会の招集）

第28条 理事会は、会長が招集する。

（理事会の決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- （5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

＜経理規程（令和2年10月 改正）＞

（会計年度、計算関係書類及び財産目録）

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後3か月以内に、次の計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| （1）法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | （6）事業区分貸借対照表内訳表 |
| （2）法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | （7）拠点区分資金収支計算書 |
| （3）法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表 | （8）拠点区分事業活動計算書 |
| （4）事業区分資金収支内訳表 | （9）拠点区分貸借対照表 |
| （5）事業区分事業活動内訳表 | |

3 付属明細書として作成する書類は下記とする。

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| （1）基本財産及びその他の固定資産の明細書 | （10）基本金明細書 |
| （2）引当金明細書 | （11）国庫補助金等特別積立金明細書 |
| （3）拠点区分別 資金収支明細書 | （12）積立金・積立資産明細書 |
| （4）拠点区分別 事業活動明細書 | （13）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用） |
| （5）借入金明細書 | （14）就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） |
| （6）寄附金収益明細書 | （15）就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） |
| （7）補助金事業収益明細書 | （16）就労支援事業明細書（多機能型事業所等用） |
| （8）事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | |
| （9）事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | |

4 財務諸表、附属明細書及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。

5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

（計算関係書類及び財産目録の作成）

第55条 会計責任者は、第5条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

（計算関係書類及び財産目録の監査）

第56条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

2 会長は、次のいずれか遅い日までに、監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

①計算書類を提出した日から4週間を経過した日

②計算書類の附属明細書を提出した日から1週間を経過した日

（計算関係書類及び財産目録の承認）

第57条 会長は、第56条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算関係書類並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算関係書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

（計算関係書類及び財産目録の備置き）

第58条 会計責任者は、前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

理事会会議資料

(令和4年度第1回)

令和4年6月13日(月)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会